

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考																																				
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則</p> <p style="text-align: right;">(平成 16 年 4 月 1 日 制定) (16 連教規則第 2 号)</p> <p>第 1 条～第 4 条 省 略</p> <p>(他の大学院等の単位の修得)</p> <p>第 5 条 学則第 76 条の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、第 3 条第 2 項に規定する選択科目の単位数に参入することができる。</p> <p>2 前条第 2 項の規定により本学の工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、第 3 条第 2 項に規定する選択科目の単位数に参入することができる。</p> <p>第 6 条～第 14 条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p> <p>別表(第 3 条関係) 教育課程表</p> <p style="text-align: center;">研究科共通科目</p> <table border="1" data-bbox="138 1114 929 1426"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>授 業 科 目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">研 究 科 共 通 科 目</td> <td>◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション演習 (英語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>海外フィールド実習</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>海外短期集中コース</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進特別講義Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進特別講義Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	授 業 科 目	単位数	研 究 科 共 通 科 目	◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)	1	◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)	1	コミュニケーション演習 (英語)	1	海外フィールド実習	1	海外短期集中コース	1	イノベーション推進特別講義Ⅰ	1	イノベーション推進特別講義Ⅱ	1	<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則</p> <p style="text-align: right;">(平成 16 年 4 月 1 日 制定) (16 連教規則第 2 号)</p> <p>第 1 条～第 4 条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(他の大学院等の単位の修得)</p> <p>第 5 条 学則第 76 条及び第 76 条の 2 (それぞれ第 3 項を除く。)の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、第 3 条第 2 項に規定する選択科目の単位数に参入することができる。</p> <p>2 前条第 2 項の規定により本学の工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、第 3 条第 2 項に規定する選択科目の単位数に参入することができる。</p> <p><u>3 学則第 79 条第 1 項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学時に研究科長に願い出なければならない。</u></p> <p>第 6 条～第 14 条 省 略 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 年 月 日 連規則第 号)</p> <p><u>1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成 26 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>別表(第 3 条関係) 教育課程表</p> <p style="text-align: center;">研究科共通科目</p> <table border="1" data-bbox="1079 1114 1937 1426"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>授 業 科 目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">研 究 科 共 通 科 目</td> <td>◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション演習 (英語)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>海外フィールド実習</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>海外短期集中コース</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進特別講義Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進特別講義Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	授 業 科 目	単位数	研 究 科 共 通 科 目	◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)	1	◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)	1	コミュニケーション演習 (英語)	1	海外フィールド実習	1	海外短期集中コース	1	イノベーション推進特別講義Ⅰ	1	イノベーション推進特別講義Ⅱ	1	
区 分	授 業 科 目	単位数																																				
研 究 科 共 通 科 目	◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)	1																																				
	◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)	1																																				
	コミュニケーション演習 (英語)	1																																				
	海外フィールド実習	1																																				
	海外短期集中コース	1																																				
	イノベーション推進特別講義Ⅰ	1																																				
	イノベーション推進特別講義Ⅱ	1																																				
区 分	授 業 科 目	単位数																																				
研 究 科 共 通 科 目	◎ 総合農学概論Ⅰ (日本語)	1																																				
	◎ 総合農学概論Ⅱ (英語)	1																																				
	コミュニケーション演習 (英語)	1																																				
	海外フィールド実習	1																																				
	海外短期集中コース	1																																				
	イノベーション推進特別講義Ⅰ	1																																				
	イノベーション推進特別講義Ⅱ	1																																				

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現 行				改 正				備 考
		イノベーション推進特別講義Ⅲ	1			イノベーション推進特別講義Ⅲ	1	
外国人留学生 特別プログラム科目	△	外国人留学生特別セミナーⅠ	0.5			イノベーション推進特別講義Ⅳ	<u>1</u>	
	△	外国人留学生特別セミナーⅡ	0.5			イノベーション推進特別講義Ⅴ	<u>1</u>	
	△	外国人留学生特別セミナーⅢ	0.5	外国人留学生 特別プログラム科目	△	外国人留学生特別セミナーⅠ	0.5	
	△	外国人留学生特別セミナーⅣ	0.5		△	外国人留学生特別セミナーⅡ	0.5	
					△	外国人留学生特別セミナーⅢ	0.5	
			△		外国人留学生特別セミナーⅣ	0.5		
備考 1 ◎印の科目は、選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。 2 無印の科目は、選択科目 3 △印の科目は、留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。				備考 1 ◎印の科目は、選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。 2 無印の科目は、選択科目 3 △印の科目は、留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。				
以下別表 省略 別紙様式1～3 省略				以下別表 省略（現行どおり） 別紙様式1～3 省略（現行どおり）				